

## いばらきパートナーシップ宣誓書

私たち、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ  
(通称 \_\_\_\_\_ )

フリガナ  
(通称 \_\_\_\_\_ )

住 所 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(代書者)

(代書者)

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

注) 宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。  
なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

<b>【交付を希望するもの】</b> <input type="checkbox"/> いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード	<b>【交付を希望するもの】</b> <input type="checkbox"/> いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード
--	--

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先

様式第2号（第3条関係）

いばらきパートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

(宣誓者)  
氏名 \_\_\_\_\_

(宣誓者)  
氏名 \_\_\_\_\_

(通称 \_\_\_\_\_)

(通称 \_\_\_\_\_)

(代書者)  
氏名 \_\_\_\_\_

(代書者)  
氏名 \_\_\_\_\_

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当する□に「レ」をご記入ください。)
(関係性) 第2条第2項	一方又は双方が性的マイノリティであり、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1項第1号	宣誓当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(住所要件) 第3条第1項第2号	① 双方又はいずれか一方が本県に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	② 双方が県内に住所を有しない場合、双方又はいずれか一方が本県への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 (予定日 年 月 日 予定)
(独身要件等) 第3条第1項第3号、第4号、第5号	双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び宣誓者以外のパートナーがないこと、並びに近親者でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(宣誓書の保存) 第9条	宣誓書の保存期間は10年間であること。受領証等の返還を受けたときや宣誓者が宣誓書の廃棄を届出たときは、保存期間内であっても県は宣誓書を廃棄できる。	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。

様式第3号(第6条関係)(表面)

## 転入予定者受付票

以下のとおり、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、いばらきパートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
提出者氏名	氏名 (通称) 氏名 (通称)
連絡先	
	受 付

本票に茨城県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。提出いただく日時について、あらかじめご連絡ください。※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

お問い合わせ  
茨城県福祉部福祉政策課  
人権施策推進室  
電話番号：029-301-3135

### 様式第3条（第6条関係）（裏面）

#### ■この受付票を提示された皆さまへ

茨城県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指し、性的マイノリティの方がその自由な意思により行う「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この受付票は、制度利用者的一方又は双方が茨城県外に居住していて、茨城県内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が茨城県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。事業者の皆様には、このいばらきパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただき、業務の遂行に当たっては、最大限配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。また、いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

#### 1. 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」とは

いばらきパートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを知事に対して宣誓し、知事がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

#### 2. 転入予定者受付票とは

いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用される2人の一方又は双方が県外に居住していて、茨城県に転入しようとするときに発行しているものです。転入予定者受付票に茨城県在住を証する住民票を添えて提出いただくことで、いばらきパートナーシップ宣誓書受領証等を交付しています。

#### 3. 転入予定者受付票の交付要件

パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外にパートナーがないこと。
- (5) 近親者でないこと。
- (6) 住所について次のどちらかに該当すること。
  - ・双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。
  - ・双方が県内に住所を有しない場合、双方又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。

いばらきパートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_  
様  
(生年月日： 年 月 日)

\_\_\_\_\_  
様  
(生年月日： 年 月 日)

ここにお二人が、「いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。

県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指しています。

今後とも、お二人が茨城県民としていきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

茨城県知事

■この受領証を提示された皆さまへ

茨城県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指し、性的マイノリティの方がその自由な意思により行う「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この受領証は、制度利用者が茨城県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。事業者の皆様には、このいばらきパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただき、業務の遂行に当たっては、最大限配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。また、いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1. 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」とは

いばらきパートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを知事に対して宣誓し、知事がいばらきパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

2. 受領証の交付要件

パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす2人であることを確認しています。

- (1) 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)がないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外にパートナーがないこと。
- (5) 近親者でないこと。
- (6) 双方又はいずれか一方が茨城県内に住所を有していること。

氏名（通称を使用している場合）

---

特記事項



## いばらきパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書

年 月 日付けで交付されたいばらきパートナーシップ宣誓書の写し等の再交付を受けたいので、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条の規定により申請します。

【再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）】

- (1) 紛失
- (2) き損
- (3) その他 ( )

【交付を希望するもの】

- いばらきパートナーシップ宣誓書の写し
- いばらきパートナーシップ宣誓書受領証
- いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ  
(通称 \_\_\_\_\_ )

住所 \_\_\_\_\_

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ  
(通称 \_\_\_\_\_ )

住所 \_\_\_\_\_

(代書者)

氏名 \_\_\_\_\_

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先



## いばらきパートナーシップ宣誓書受領証等返還届

いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、

宣誓書の写し・受領証・受領カードを返還します。

宣誓書の写し・受領証・受領カードを紛失等で返還できませんが、下記のとおりお届けします。

【返還の理由（いずれかに○をしてください。）】

- (1) パートナーシップの解消
- (2) 宣誓者の死亡
- (3) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く）
- (4) 宣誓者のいずれもが当該宣誓書の廃棄を希望するとき

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ  
(通称 \_\_\_\_\_ )

住所 \_\_\_\_\_

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日)

フリガナ  
(通称 \_\_\_\_\_ )

住所 \_\_\_\_\_

(代書者)

氏名 \_\_\_\_\_

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先